

川崎市特別工業地区建築条例 新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市特別工業地区建築条例 昭和62年 7 月27日 条例第26号 (既存の建築物に対する制限の緩和) 第7条 法第3条第2項の規定により第5条第1項又は第2項の規定の適用を受けない建築物については、次に定める範囲内において増築し、又は改築することができる。 (1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により引き続き第5条第1項又は第2項の規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、第5条第1項又は第2項の規定は、同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項（<u>第9号</u>を除く。）、第2項及び第7項並びに法第53条（第1項第6号を除く。）の規定に適合すること。 (2) 増築後の床面積の合計が、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。 (3) 増築後の第5条第1項又は第2項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準時における当該部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。 (4) 第5条第1項又は第2項の規定に適合しない事由が危険物の数量による場合においては、増築後の数量の合計が、基準時における数量の合計の1.2倍を超えないこと。 (5) 用途の変更（次条各号に定める場合を除く。次項において同じ。）を伴わないこと。 2 法第3条第2項の規定により第5条第1項又は第2項の規定の適用を受けない建築物については、当該建築物の用途の変更を伴わない大規模	○川崎市特別工業地区建築条例 昭和62年 7 月27日 条例第26号 (既存の建築物に対する制限の緩和) 第7条 法第3条第2項の規定により第5条第1項又は第2項の規定の適用を受けない建築物については、次に定める範囲内において増築し、又は改築することができる。 (1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により引き続き第5条第1項又は第2項の規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、第5条第1項又は第2項の規定は、同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項（<u>第7号</u>を除く。）、第2項及び第7項並びに法第53条（第1項第6号を除く。）の規定に適合すること。 (2) 増築後の床面積の合計が、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。 (3) 増築後の第5条第1項又は第2項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準時における当該部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。 (4) 第5条第1項又は第2項の規定に適合しない事由が危険物の数量による場合においては、増築後の数量の合計が、基準時における数量の合計の1.2倍を超えないこと。 (5) 用途の変更（次条各号に定める場合を除く。次項において同じ。）を伴わないこと。 2 法第3条第2項の規定により第5条第1項又は第2項の規定の適用を受けない建築物については、当該建築物の用途の変更を伴わない大規模

改正後	改正前
の修繕又は大規模の模様替のすべてをすることができる。	の修繕又は大規模の模様替のすべてをすることができる。